

非稼働病床の現況について (中河内 二次医療圏)

資料 2 - 3

※過去 1 年間一度も稼働していない病床を有する病院または過去 1 年間病床が一度も稼働していない有床診療所（非稼働病床という）

	医療機関名	所在市区	非稼働病床の状況			計画		
			病床数	非稼働になった時期	稼働できない理由	計画内容	達成時期	計画の詳細
1	医療法人徳洲会 全南病院	柏原市	10床	令和 5 年度	八尾徳洲会総合病院へ病床の移動を計画しています。	その他		令和7年11月中旬頃に八尾徳洲会総合病院へ一部病床を移動し、令和8年の3月頃に全ての病床を移動する計画をしております。
2	医療法人藤井会 枚岡病院	東大阪市	40床	令和 3 年度	前年度スプリンクラー工事があり、休床していたが、2025年工事終了し休床58床を18床稼働を開始する。現在40床のを稼働するために順次スタッフを増員実施中であるが思うように人員集まらない。	再稼働する。	翌年度中	看護人員増員予定である。法人からの人員補填を合わせて自病院からの募集などを実施予定。
3	松本クリニック	東大阪市	2床	平成 31 年度	入院が必要な患者がいなかったため。 入院対象：妊娠中期中絶を希望する患者	病棟を削減する又は無床診療所とする。	未定	未定
4	東大阪市立障害児者支援センター内診療所	東大阪市	9床	令和 3 年度	リハビリテーション科常勤医が確保できていない為	その他		市の指定管理なので、市と協議継続中
5	中島産科婦人科	八尾市	5床	平成 19 年度	医療従事者の不足（7：1等の医療制度改革で病院に人員が流れた）で分娩の取扱を中止したが、母体保護法指定の指定要件が原則有床診療所であることと、流産手術など日帰り手術に対応するため。 施設の老朽化。	指定医療機関として必要であるため、現状の運用通りとし、他の目的で使用しない。		母体保護法指定医療機関の要件で必須となっている。
6	萩原クリニック	八尾市	3床	平成 16 年度	母体保護法指定医療機関の要件を満たすため、病床を取得した。また、人工妊娠中絶薬の施設基準として、現時点で病床を持つ母体保護法指定施設での使用を義務付けられている。 現在は、分娩の取り扱いを行っておらず、入院、分娩のスタッフはいない。今後も分娩の再開は予定していない。	指定医療機関として必要であるため、現状の運用通りとし、他の目的で使用しない。		母体保護法指定医療機関の要件で必須となっている。
7	なかじまレディースクリニック	八尾市	2床	平成 17 年度	母体保護法指定医療機関を満たすための病床であったため	指定医療機関として必要であるため、現状の運用通りとし、他の目的で使用しない。		母体保護法指定医療機関の要件で必須となっている。
8	医療法人 豊田外科内科診療所	八尾市	2床	平成 1 年度	現在は入院する患者を担当する医療従事者数が足りてなく、医師も1人で外来患者を扱うのが手一杯である。また、設備を整えるのにも資金的に大変であるため。	病棟を削減する又は無床診療所とする。	今年度中	令和7年12月1日無床診療所に変更した。